

一般名処方について

当院では、厚生労働省の方針に従い、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行なう場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

医薬品の供給状況や療養上の必要性があると認められない場合に、患者さんの希望を踏まえ先発医薬品を処方した場合は、選定療養費として自己負担がかかります。（令和6年10月より開始）

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。



2024年6月1日
東海大学医学部付属病院